

最高裁秘書第1195号

平成31年3月13日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

2月11日付け（同月13日受付，最高裁秘書第732号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年2月7日付け「草野耕一最高裁判所判事の就任に伴う記者会見における写真取材について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成31年2月7日

各位

最高裁判所事務総局広報課

草野耕一最高裁判所判事の就任に伴う記者会見における写真取材  
について

標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日時

平成31年2月13日（水）午後8時

2 場所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは1社につき1台です。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラともに、着席後1分間及び記者会見の第1問の部分に限り行うことができます。
- (3) 録音は、記者会見の第1問の部分に限り行うことができます。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです（ペン記者が着席位置から撮影することはできません。）。
- (5) 大応接室以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 取材中及び取材後に退室する際は、静粛かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (8) 取材に当たっては広報課員の指示に従ってください。

4 集合時刻等

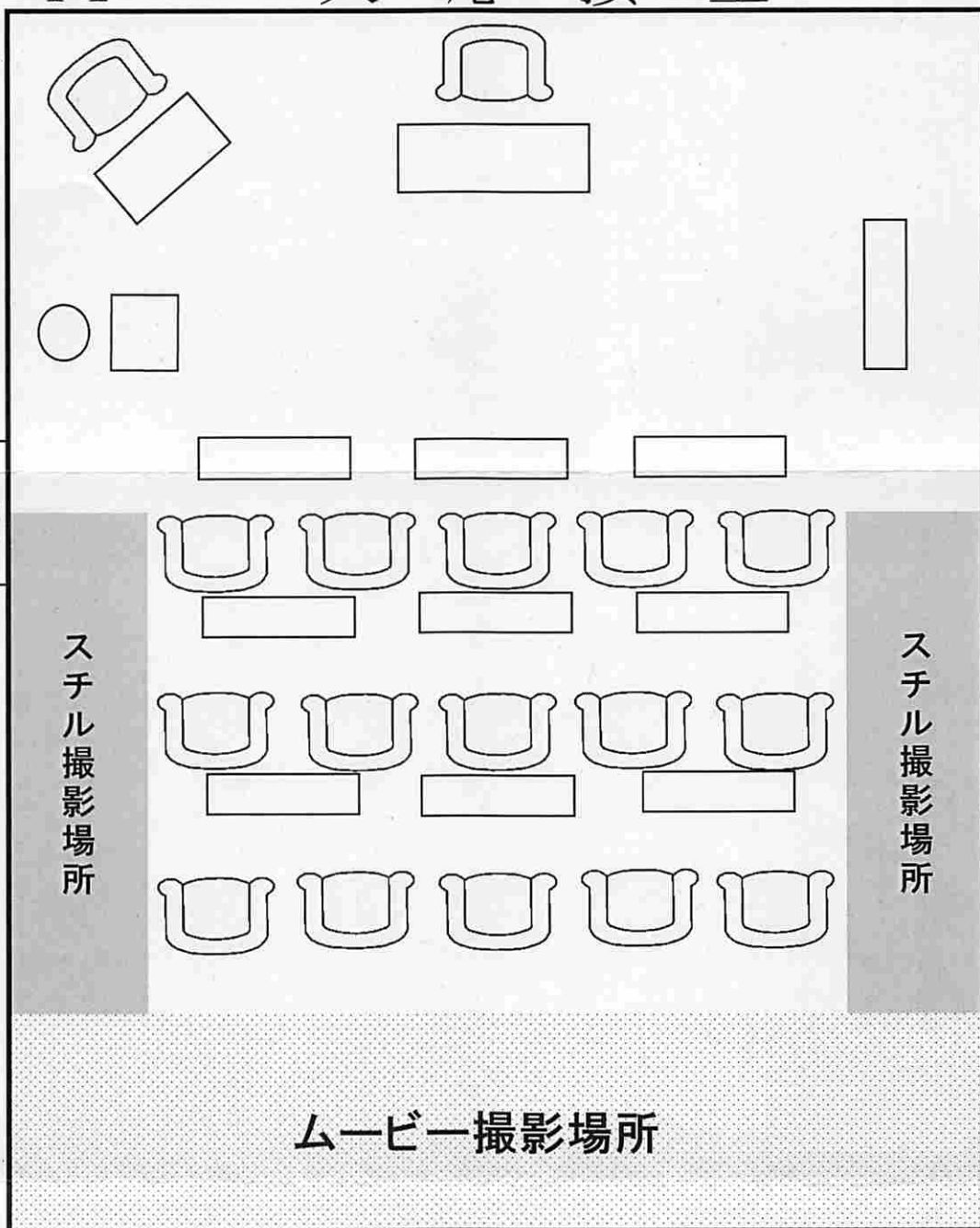
- (1) 取材カメラマンは、午後7時30分までに裁判所北玄関にお集まりください。広報課員の誘導があるまでは北玄関（車両で入庁された場合には、駐車スペース内の車中）で待機してください。
- (2) ビデオカメラは、午後7時55分までにセットアップしてください。
- (3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 撮影が終了した後、カメラマン等は、記者会見場から退室してください。

5 その他

車両は必ず社旗を付け、当庁東門から出入りし、駐車は北玄関広場を使用してください。

4 F

# 大応接室



入口

スチル撮影場所

スチル撮影場所

ムービー撮影場所